

## 希少野生動植物保護にかかる都道府県条例について

### 1. 都道府県の条例等に関する情報収集・分析

都道府県における希少種の保全について、希少野生動植物保護にかかる都道府県条例（以下「希少種保護条例」）及び、条例に基づく希少野生動植物保護基本方針等の既存情報を、各都道府県のホームページから収集整理した。なお、具体的な事例等についてはアンケート調査を行っているところ。

情報収集項目	分析方法
1. 希少種保護条例の施行状況	条例施行の地域的傾向 条例施行都道府県数、条例施行年別都道府県数
2. 希少種保護条例の構成	基本的な規定・制度 特徴的な規定・制度の抽出
3. 指定希少野生動植物種の指定状況	都道府県別の種指定状況 環境省レッドリストの絶滅危惧種と条例指定種の重複状況等 特定希少野生動植物種の種数・対象種
4. 生息地等保護区の指定状況	都道府県別の指定状況、指定対象種数
5. 保護増殖事業及び推進体制	都道府県別の保護増殖事業計画策定状況、対象種数 認定保護増殖事業制度の状況
6. 外来種または移入種の調査・対策等に対する規定	都道府県別の外来種・移入種の調査・対策に関する規定の状況

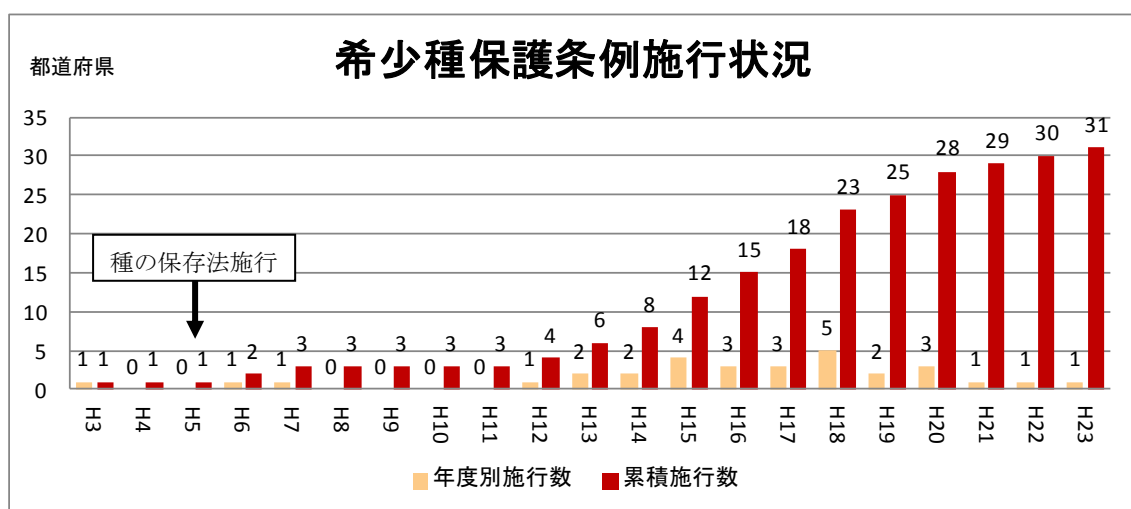
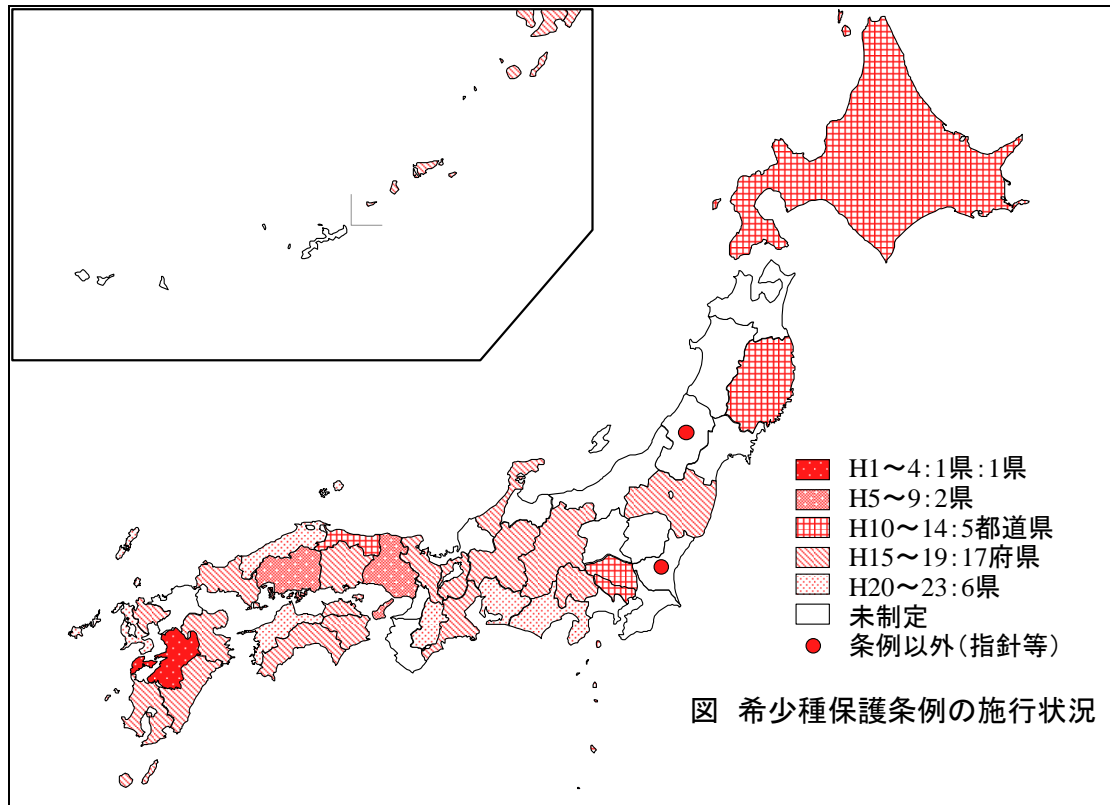
### 2. 本資料における用語の定義

都道府県によって希少種保護に関する制度や事業等の名称がさまざまであるため、本資料では集計にあたり「種の保存法」を踏まえて、用語を統一した。

- (1) **希少種保護条例**：希少野生動植物の保護に関する規定を有する条例（自然環境保全全般を対象とした条例の中で、希少野生動植物保護に関する規定を設けている場合を含む）。
- (2) **指定希少野生動植物種**：規制や事業の実施等により特に保護を図る必要があるとして指定される種。
- (3) **特定希少野生動植物種**：指定希少野生動植物種のうち、商業的に繁殖可能でその譲渡し・譲受け等の監視をする必要があるとして指定される種。
- (4) **生息地等保護区**：保護の対象とする種の生息・生育地及びこれらと一体となった生態系として保護を図る必要があるとして指定される区域。
- (5) **保護増殖事業**：種を圧迫している要因の除去や軽減、種の繁殖の促進、生息地等の整備等、個体数の維持・回復を図るための事業。
- (6) **認定保護増殖事業**：知事の認定を受けて行政機関以外の者が行う保護増殖事業。

### 3. 希少種保護条例の施行状況

- 平成 23 年 10 月現在、31 都道府県で希少種保護条例が施行されている。地域的傾向として、希少種保護条例が施行された都道府県は西日本に多く、東日本は少ない。
- 平成 5 年 4 月の「種の保存法」施行に対し、希少種保護条例は熊本県が平成 3 年に施行<sup>1</sup>しているが、施行件数が増加するのは、約 10 年後の平成 13～14 年頃である。
  - 希少種保護条例未制定の府県で、茨城県が平成 15 年に「希少野生動植物保護指針」を、山形県が平成 17 年に「希少野生生物保全の取組み方針」を策定している。



<sup>1</sup> 「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成 3 年 4 月 1 日施行。その後この条例を全部改正し、平成 16 年 12 月 7 日施行の「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に移行。

#### 4. 希少種保護条例の構成

- 希少種保護条例は、「種の保存法」の国内関連部分をベースとして、主に下記の項目を基本に構成されている。

##### (1) 総則

- 目的
- 用語の定義
- 県、事業者、県民等の責務
- 基本方針の策定

##### (2) 個体の取り扱い規定

- 希少野生動植物種（含む特定種）の指定制度
- 捕獲・譲渡しの規制
- 特定種事業の規制（一部都道府県：事業者の登録・届出制）

##### (3) 生息地等の保護

- 生息地等保護区の指定制度と行為規制

##### (4) 保護増殖事業制度

- 保護増殖事業計画
- 認定保護増殖事業（認定事業実施主体への行政支援、特例措置等）

##### (5) 推進体制の整備

- 国、他の地方団体との協力
- 住民、事業者の活動促進
- 保護取締員等（知事の権限の一部を行う職員）、保護監視員等（保護に必要な監視、指導等を行う者）、保護推進員（保護に必要な調査、助言等を行う者）等の配置・委嘱・認定等

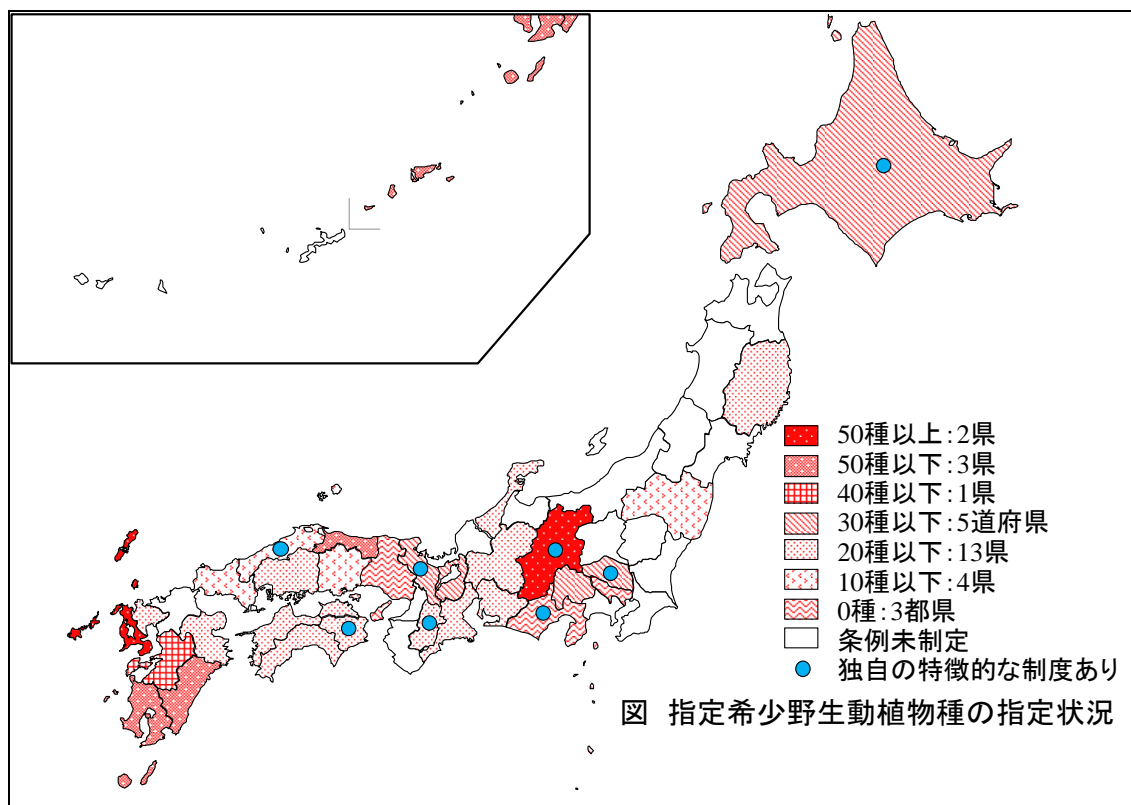
##### (6) 雑則

##### (7) 罰則

- これらに加え、都道府県によって独自の制度や規定を設けている場合がある。（後述）

## 5. 指定希少野生動植物種の指定状況

- 「指定希少野生動植物種」制度は、特に保護を図る必要がある種を指定し、捕獲・採取や譲渡しを原則禁止し、保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定により、種及び生息地の保護対策を図る制度である。
- 希少種保護条例を施行している 31 都道府県の全てが、「指定希少野生動植物種」制度を有している。
- 指定希少野生動植物種の指定に関して、独自の制度・規定を有する都道府県もある。
  - ① 「地域個体群」を指定対象とする規定（北海道、長野、静岡、京都、徳島）
  - ② 種の指定について市民から提案が可能な制度（京都、奈良、島根、徳島）
  - ③ 種の指定において規制の強弱（捕獲等の届出制、許可制）で指定区分が異なる規定（埼玉、長野）



- 平成 23 年 10 月現在、457 種<sup>2</sup>（亜種、地域個体群含む）が指定され、うち 51 種が取引を監視する対象となる特定希少野生動植物種である。
- 都道府県の指定種のうち、環境省レッドリストの絶滅危惧 IA 類（CR）が 63 種、絶滅危惧 IB 類（EN）が 97 種、絶滅危惧 I 類（CR+EN：昆虫・貝・甲殻類）が 33 種、絶滅危惧 II 類（VU）が 112 種、準絶滅危惧種（NT）が 58 種、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）が 6 種、情報不足種（DD）が 2 種である。
- 都道府県の指定種には、種の保存法の国内希少野生動植物種と重複しているものもある。国内希少野生動植物種との重複は 11 種、特定国内希少野生動植物種との重複は 3 種である<sup>3</sup>。

	全分類群	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	汽水・淡水魚類	昆虫類	陸産貝類	その他無脊椎	植物 I <sup>4</sup>	植物 II <sup>5</sup>
条例指定種数	457	10	21	3	12	27	43	30	8	301	2
絶滅危惧IA類（CR）	63	0	0	0	1	11	—	—	—	51	0
絶滅危惧IB類（EN）	97	2	7	2	4	8	—	—	—	74	0
絶滅危惧I類（CR+EN）	33	—	—	—	—	—	19 <sup>6</sup>	13	1	—	—
絶滅危惧II類（VU）	112	1	6	0	5	3	11	9	3	74	0
準絶滅危惧種（NT）	58	2	2	0	1	3	10	6	2	31	1
絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	6	5 <sup>7</sup>	0	0	0	1	0	0	0	0	0
情報不足種（DD）	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
レッドリスト該当なし	93	3	6	1	1	1	5	2	0	73	1

<sup>2</sup> 広島県指定の「アビ類（アビ、オオハム、シロエリオオハム）」は 3 種、ミズニラ（シナミズニラを含む）は 2 種とカウントした。

<sup>3</sup> 鳥類：イヌワシ（長野県、鳥取県）、オオタカ（京都府）、クマタカ（長野県、鳥取県）、ヤイロチョウ（長野県、宮崎県）、ライチョウ（山梨県、長野県）、  
両生類：アベサンショウウオ（京都府）  
淡水魚類：イタセンパラ（京都府）、スイゲンゼニタナゴ（広島県）、アユモドキ（京都府）  
昆虫類：シャープゲンゴロウモドキ（石川県）、マルコガタノゲンゴロウ（石川県、熊本県）  
植物：キタダケソウ（山梨県）、アツモリソウ（山梨県、長野県）、ホテイアツモリ（山梨県、長野県）

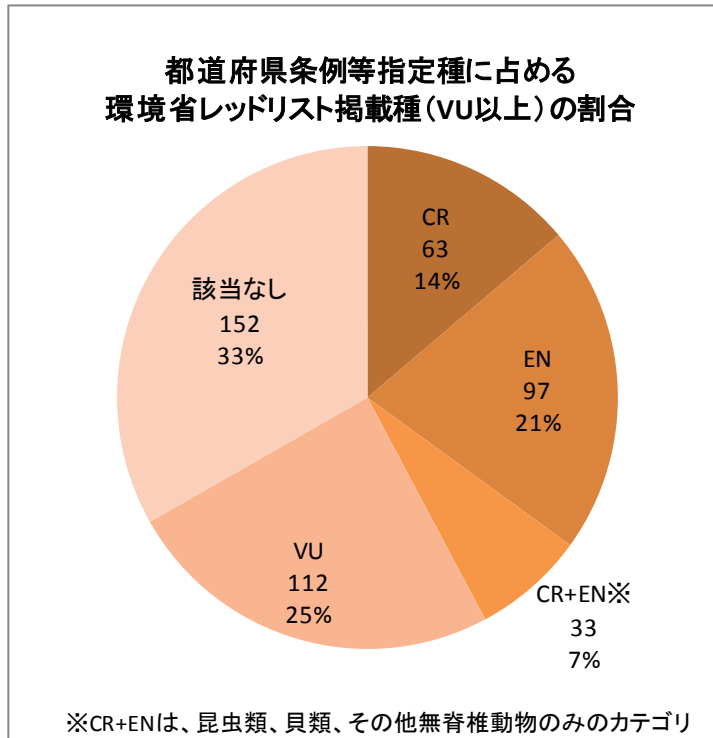
<sup>4</sup> 維管束植物

<sup>5</sup> 藻類・蘚苔類・地衣類・菌類

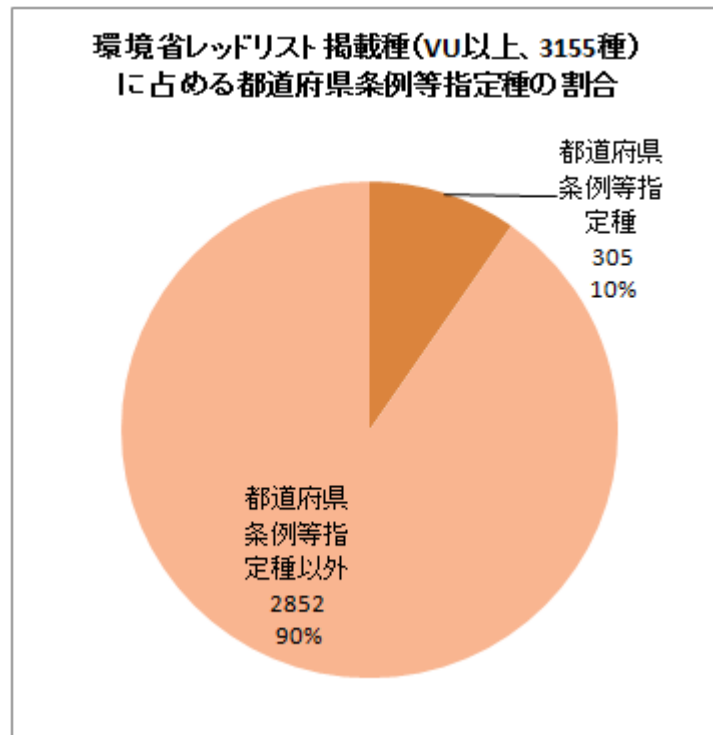
<sup>6</sup> オオルリシジミ（長野県、熊本県指定）は、環境省 RL で「オオルリシジミ本州産亜種」、「オオルリシジミ九州産亜種」がそれぞれ CR+EN に該当するので 2 種、ヒメヒカゲ（長野県、愛知県指定）は、環境省 RL では長野県指定が「ヒメヒカゲ本州中部亜種」に該当、愛知県指定が「ヒメヒカゲ本州西部亜種」に該当するため 2 種とカウントした。

<sup>7</sup> ツキノワグマ（三重県、広島県、高知県指定）は、環境省 RL で三重県指定が「紀伊半島のツキノワグマ」、広島県指定が「西中国地域のツキノワグマ」、高知県指定が「四国山地のツキノワグマ」に該当するため 3 種とカウントした。

- 都道府県の指定野生動物種 457 種の、67% (305 種) が環境省レッドリストの絶滅危惧種 (VU 以上) である。

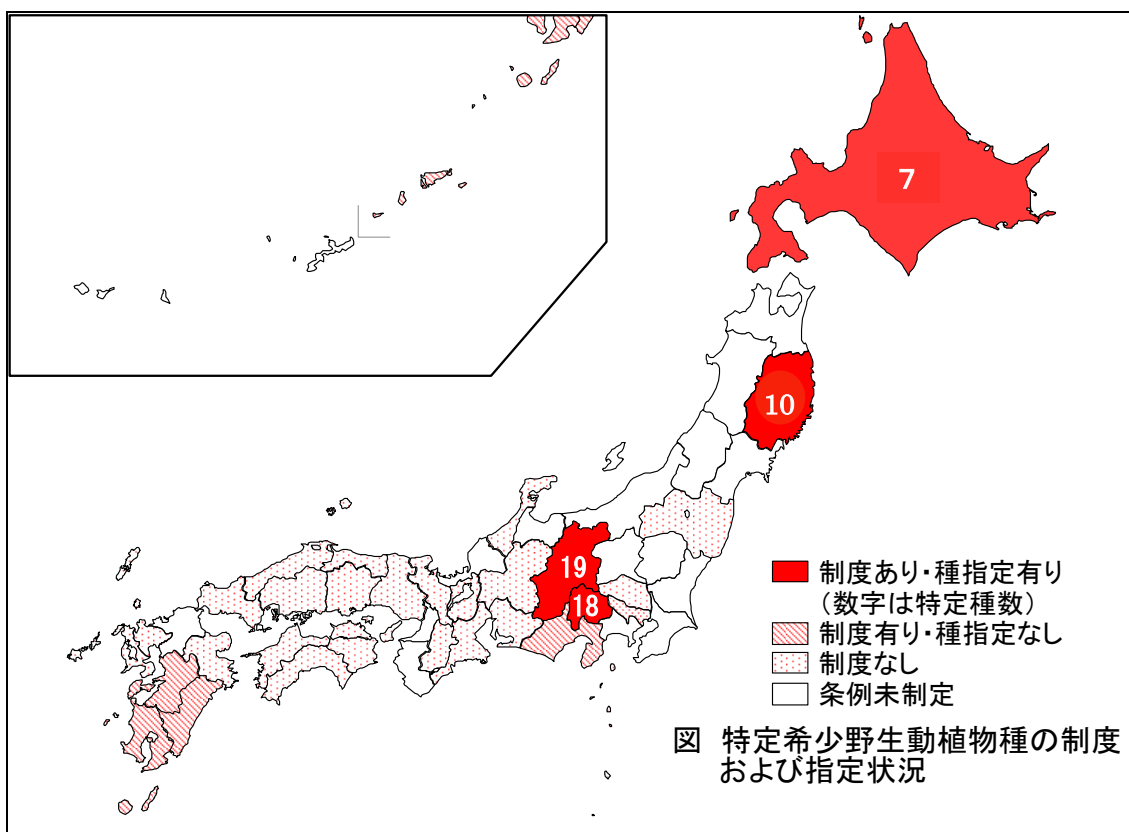


- 環境省レッドリストの絶滅危惧種 (VU 以上、3155 種) のうち、10% (305 種) が都道府県の指定希少野生動物種である。



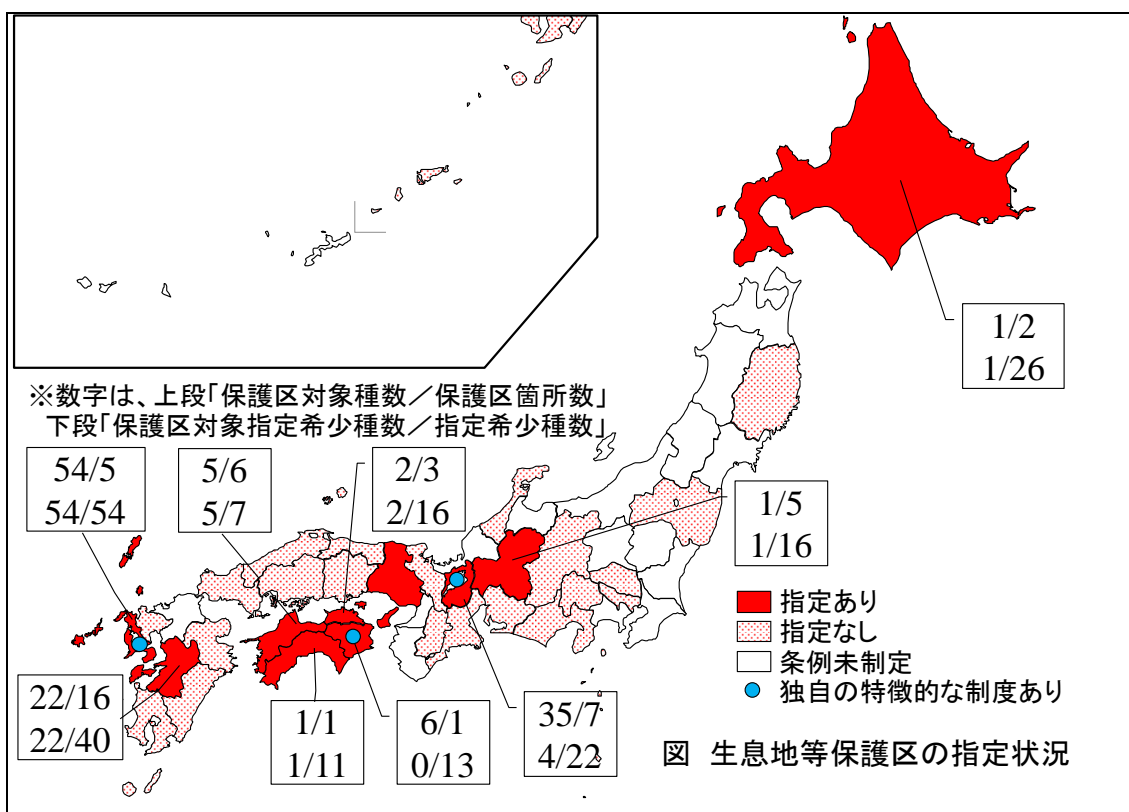
## 6. 特定希少野生動植物種制度の状況

- 「特定希少野生動植物種」(以下「特定種」) 制度は、商業的に繁殖可能でその譲渡・譲受の監視が必要な種を指定する制度である。
- 特定種の個体等の譲渡しを伴う事業(以下「特定事業」)は、事業者の登録・届出制等により規制される。
- 特定種の指定制度を有するのは、①高山植物(北海道、岩手、長野、山梨、静岡)、②草原性植物(熊本県)、③ラン科植物等(宮崎、鹿児島)の採取・譲渡等が問題となる道県である。
- 実際に特定種を指定し、特定事業の登録・届出制等が運用されているのは、①の高山植物が対象の都道府県(北海道、岩手、長野、山梨)である。



## 7. 生息地等保護区の指定状況

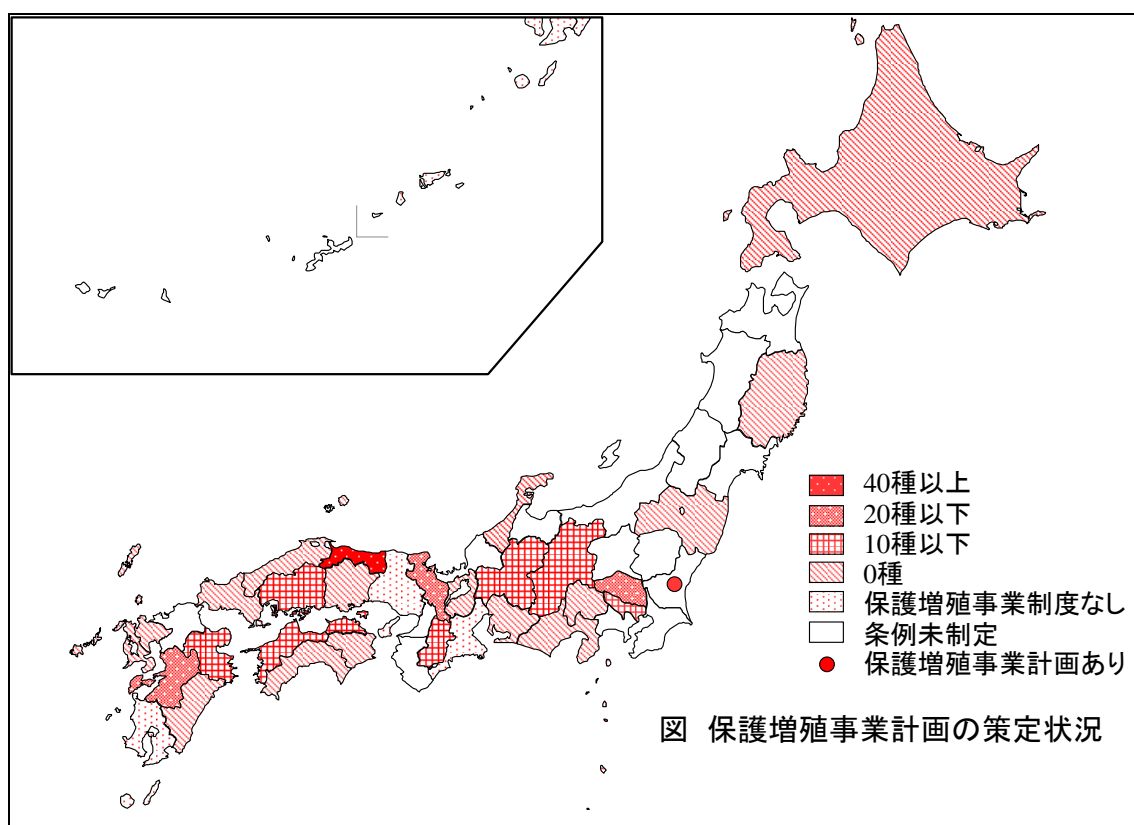
- 「生息地等保護区」制度は、指定希少野生動植物の保護のため必要がある場合に、その個体の生息・生育地及びこれらと一体となった生態系としてその保護を図る必要がある区域を指定する制度である。
- 希少種保護条例を施行している 31 都道府県のうち全都道府県が、生息地等保護区制度を有する。生息地等保護区を指定しているのは、9 道県である。(北海道、岐阜、滋賀、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、熊本)
- 生息地等保護区の指定に関して、独自の制度・規定を有する都道府県がある。
  - ① 県レッドデータブック種が集中して生息する区域(指定希少野生動植物種を必ずしも含まない)を指定する「ホットスポット型」の保護区制度。(滋賀、徳島)
  - ② 希少野生動植物種の生きている個体(卵及び種子を含む)の捕獲、殺傷、採取、損傷の規制が目的で、生息地等を改変する行為は規制していない。また、指定範囲は市町村単位の保護区制度。(長崎)





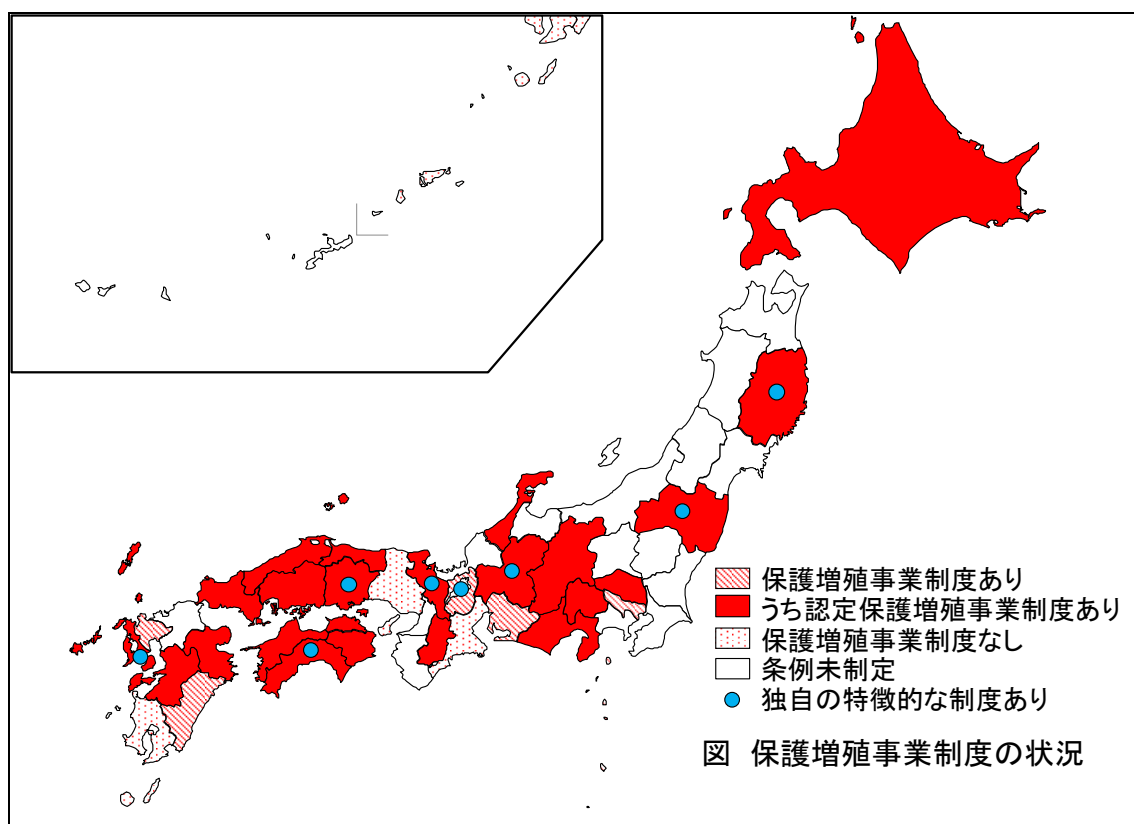
## 8. 保護増殖事業および推進体制

- 「保護増殖事業」制度は、指定希少野生動植物の捕獲、譲渡等の規制や生息地等の保護だけではなく、個体数の維持・回復を図るために、種を圧迫している要因の除去や軽減、個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業を行う制度である。
- 希少種保護条例を有する 31 都道府県のうち、保護増殖事業制度を有するのは 28 都道府県である。そのうち、保護増殖事業計画を策定しているのは 10 都府県である<sup>8</sup>。
  - なお、千葉県は希少種保護条例が未制定だが、「生物多様性ちば県戦略（平成 20 年 3 月策定）」に基づきシャープゲンゴロウモドキとヒメコマツの 2 種について平成 22 年に保護増殖事業計画を策定・実施している。



<sup>8</sup> 「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成 13 年 4 月施行）では、「（保護増殖事業）第四十四条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴いて、保護増殖事業を行うものとする。」と規定され、保護増殖事業の実施は、東京都希少野生動植物種の指定が前提と読めるが、現在は指定されている種はない。一方、アカガシラカラスバトについては、東京都は平成 12 年度に「アカガシラカラスバト保護増殖事業計画」を策定（平成 18 年 5 月改訂）しており、これは「東京における自然の保護と回復に関する条例」の制定以前のことである（なお、国内希少種の指定は平成 5 年、国の保護増殖事業計画は平成 18 年策定）。そのため、アカガシラカラスバトについては、東京都希少野生動植物種の指定はないが、保護増殖事業計画が存在している。

- 「認定保護増殖事業」は、国及び地方公共団体以外の者（例：NPO 等）が行う保護増殖事業について、その者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその事業計画が都道府県の保護回復事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる制度であり、保護増殖事業制度を有する 28 都道府県のうち、24 府県が制度を有している。
- その他に、以下のような独自の制度・規定を有する都道府県もある。
  - ① 保護増殖事業計画策定について、野生生物保護支援員等から提案可能な制度（岐阜）
  - ② 土地所有者等と関係者との間の協定制度（福島、滋賀、京都、長崎）
  - ③ 協定締結団体の登録・支援制度（京都）
  - ④ 指定希少野生動植物等の保護の推進を図る区域を定め、NPO や市町村と協働して指定希少野生動植物等の保護の推進を図る「保護推進区」（岡山）
  - ⑤ 野生動植物保護地区及びその周辺で積極的に保全活動を進めている地域を認定し、活動推進に適切な措置を講ずるための「保護推進地区」制度（高知）
- これらの協定締結や、認定・登録を受けた保全活動主体は、調査や保全活動のための個体の捕獲・採取や、生息地等保護区における各種規制の適用除外等の便宜が図られる。



## 9. 外来種または移入種の調査・対策等に対する規定について

- 外来種や移入種は、在来種の駆逐や在来種との交雑等によって、その地域固有の生態系を攪乱し、野生動植物の多様性に多大な影響を及ぼすおそれがある。
- 希少種保護条例を制定している 31 都道府県のうち 18 都道府県が、同条例の中で外来種・移入種の調査・対策に関する事項を規定している。

